

(別紙2)

令和2年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和 2年 11月 6日
法人名	社会福祉法人遊歩

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>社会福祉法の改正に伴い、監事に対し理事会への出席義務が課せられているが、令和元年度に開催された理事会において、監事の内1名が3回続けて欠席していた。また監事の出席がない理事会も1回あった。監事が全員欠席したとしても理事会の定足数を満たしていれば理事会は成立するが、理事の職務の執行を監査するという監事の重要な役割を放棄することにつながる。ついては、理事のみならず監事も出席できるように日程調整を行うとともに、調整を行っても欠席が続く場合は、改選についても検討すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の18第3項において準用される一般法人法第101条第1項(監事の理事会への出席義務)により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項 社会福祉法施行規則第2条の12</p>	<p>令和元年度の理事会9回中7回が「われもこの家増改築工事」に伴うものだったため、開催頻度が多く、監事全員に出席してもらう理事会が開催できなかった。</p> <p>監事の欠席は、理事の職務執行監査を行うという本来の目的を果たせていなく、ガバナンス面で問題があった。</p> <p>今後開催する理事会は、余裕を持ったスケジュール調整を行い、業務執行の決定機関である理事会を全員出席のうえ運営していく。</p>	令和2年11月1日

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
4 是正又は改善関係書類を添付すること。